

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和7年 11 月 20 日
物 流 ・ 自 動 車 局
貨 物 流 通 事 業 課
安 全 政 策 課
審 査 ・ リ コ ー ル 課
自 動 車 整 備 課

物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について ～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

物流・自動車局では、令和2年 12 月以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことで、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、今冬も、①車両対策（冬用タイヤの装着、チェーンの装着方法の事前確認、携行及び早めの装着の徹底）、②運送事業者対策（輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようお願いいたします。

① 車両対策：自動車ユーザーの皆様へ

- 積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- チェーンの装着方法の事前確認、携行及び立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② 運送事業者対策：トラック・バス事業者の皆様へ

- 年末年始の輸送等に関する安全総点検※の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- 運送事業者は、大雪時等輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行の中止等の指示、冬用タイヤの溝の深さ、滑り止めの措置が講じられていることの確認等、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることが必要です。
- 雪道において、悪質な立ち往生事案が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

③ 荷主対策：荷主の皆様へ

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止など

の必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。

- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者に対する急ぎの運送依頼を控えていただくようお願いします。

(その他) 気象情報の活用

- 気象庁 HP の「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。
<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

【添付資料】

- ・【別紙1】『雪道での立ち往生に注意！』（パンフレット）
- ・【別紙2】『冬用タイヤの溝深さに注意！』（チラシ）

【お問い合わせ先】

(①関係)

審査・リコール課 鯖戸、田中

代表:03-5253-8111 (内線:42354)

直通:03-5253-8597

自動車整備課 松井、坂本

代表:03-5253-8111 (内線:42413)

直通:03-5253-8599

(②関係)

安全政策課 本田、山本

代表:03-5253-8111 (内線:41615)

直通:03-5253-8565

(③関係)

貨物流通事業課 篠塚、高橋、梶井

代表:03-5253-8111 (内線:41332)

直通:03-5253-8575